

**(仮称)中野区子どもの権利に関する条例案に盛り込むべき事項に係る
パブリック・コメント手続の実施結果について**

(仮称)中野区子どもの権利に関する条例(以下「条例」という。)について、条例案に盛り込むべき事項に係るパブリック・コメント手続を以下のとおり実施したので報告する。

1 パブリック・コメント手続の実施結果

(1) 意見募集期間

令和3年12月6日(月曜日)から令和4年1月4日(火曜日)まで

(2) 意見提出者数

11人(内訳:電子メール11人)

(3) 提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方

別紙のとおり

2 条例案に盛り込むべき事項からの変更点

なし

3 今後のスケジュール

令和4年3月 第1回定例会に条例提案

提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方

NO	意見の概要	区の考え方
前文		
1	子どもは権利の主体であることが記載されており、これに賛同する。子どもであることを理由に、子どもの意見を聞かなかったり、子どもに本当のことを教えなかったり、子どもの権利がないがしろにされるようなことがあってはならない。	前文は子どもも含め多くの人に読まれる箇所であるため、条例の趣旨が伝わりやすくなるよう、子どもは権利の主体でありその権利が保障されること、子どもをパートナーとして子どもにやさしいまちをつくっていくこと、日本は子どもの権利条約を批准していることなどを記載している。
2	子どもをパートナーとして捉え、子どもにやさしいまちづくりを行うことを宣言していることが重要である。権利が侵害されている一部の子どものためにだけこの条例があるのではなく、すべての子どもにとってやさしいまちをつくるために大人が継続的な努力をしていくことを意味するし、それがすべての人にとってやさしいまちを実現することにつながることを宣言しているからである。	また、前文の一部には、子どもの権利擁護推進審議会の答申を踏まえ、子どもが読んだときに勇気づけられるよう、大人から子どもに対するメッセージを記載している。 なお、子どもが権利の主体であることは、第1段落の冒頭に記載している。
3	日本が世界の国々と子どもの権利条約を結んでいること、その精神に則って条例を制定することが明記されており、短い文章に子どもの権利保障への決意等がまとめられている。	
4	前文の主語が誰なのかが分かりづらいため、冒頭で明確に分かる構成にしてはどうか。また、大人による子どもの権利の保障という側面に偏っているようにも見受けられるため、子どもの権利の主体は子どもであることを第1段落に加筆してはどうか。	
5	子ども目線で全ての漢字にふりがなが振られている。また、子どもに理解しやすい内容になっている。	全ての漢字にふりがなを振るとともに、分かりやすい用語の使用、「です・ます調」での記載など、子どもに理解しやすい表記としている。
6	「多様な背景を持ち、それが理解されずに苦しんでいる子どももいます」との記載があるが、「理解されず」という表現は大人目線であると感じるため、「理解してもらえず」に修正してはどうか。	「理解してもらえず」という表現の方が、より子どもの立場に立ったものであると考えるが、一方で、『子どもが理解してもらいたいこと』と狭く捉えてしまう恐れがあるため、より広く捉えられる「理解されず」という表現で記載している。
第1章 総則		
2 用語の意味		
7	(3)「区民」について、「事業者」が含まれているが、「区民の役割」とは別の項目で「事業者の役割」が記載されており、この事業者と同じものなのかが分かりづらい。また、事業者とはどういうものを指すのか。	「事業者」については、「区内において事業を営んでいる人」としており、企業や商店等を指すものである。「事業者」は、「区民」に含まれるものとしているが、事業者として必要な役割について、7に記載している。
8	(4)「育ち学ぶ施設」について、無理な学校再編により劣悪な教育環境を作り出し、子どもと教師にその負担を押しつけている現状など、さらに踏み込んだ認識と記述が必要である。	「育ち学ぶ施設」については、「子どもが育ち、学ぶために利用する施設」としており、区内の学校を含むものである。 学校の役割が重要であることから、6に育ち学ぶ施設および団体の役割を記載するとともに、11に育ち学ぶ施設および団体の活動における権利の保障を記載している。
9	(6)「子どもの権利条約」について、「児童の権利に関する条約のことをいいます」との記載があるが、「児童」の語彙に違和感がある。児童は、狭義では小学生を指し、この意味で使われることが多い。他の用語はすべて「子ども」と記載されているので、「子ども」に修正してはどうか。	「児童」という用語は、小学生を指す言葉としても使用されていることから、条約の対象年齢(18歳未満)に誤解が生じないよう「子どもの権利条約」としている。 2(6)については、用語の意味として、条約の正式名称(通用している政府訳)を記載する必要があると考える。

NO	意見の概要	区の考え方
3 基本理念		
10	<p>子どもの意見等の表明が特に重要である。子どもの意見を「意見、考え、思い」と表現していることに賛同する。子どもの権利条約の原文では子どもの「意見」は「opinion」ではなく、「intention」であり、「言葉にならない思い」を表明することも重要であるとされている。</p>	<p>本条例の基本理念として、「子どもはその意見等を表明することができ、自分に関係のあることについてその意見等が尊重されること」を規定している。こうした考え方を広め、子どもの意見が尊重されるまちを目指していく。</p> <p>「意見、考え、思い」については、審議会の答申を踏まえ、言葉にならない（できない）考えや思いも含むものとしている。</p>
8 中野区子どもの権利の日		
11	<p>中野区子どもの権利の日の制定に賛同する。この日に、学校の授業の中で子どもの権利について学ぶ時間を取ってほしい。また、条例の内容等について、子どもと大人に対する普及啓発を実施してほしい。</p>	<p>本条例において、子どもの権利の日を設けて、その目的にふさわしい事業を実施していくことを考えている。学校との連携や子どもや大人に対し広く普及啓発を図るための手法を検討し、実施していく。</p>
第2章 子どもの権利の保障		
9 あらゆる場面における権利の保障		
12	<p>「権利」がどういうものなのか分かりづらいことがあるため、子どもの権利を列挙していることに賛同する。</p>	<p>あらゆる場面において特に保障される権利を9（1）に列挙するとともに、子どもの生活場面ごとに特に保障される権利を10（1）、11（1）及び12（1）に列挙している。</p>
13	<p>「家庭的な環境のもとで育つこと」との記載があるが、「家庭的な環境」とは定義が曖昧であるため、どのような環境かを明記する必要があると考える。</p> <p>また、家庭内でのDVや児童虐待が行われた場合に、「家庭」という言葉で言い逃れをされる懸念があるため、「家庭」ではなく、「安全で安心な環境」という記載に変更してはどうか。</p>	<p>「家庭的な環境」については、児童福祉法の趣旨を踏まえた表現であるが、同法においても定義されておらず、本条例において具体的に定義することは難しいと考えている。また、「安全で安心な環境」は、「家庭的な環境」の前提になるものであると考えるが、子どもがより家庭に近い環境のもとで育つことが重要であるという趣旨から規定しているものである。</p>
14	<p>「家庭的な環境のもとで育つこと」との記載があるが、「家庭的な環境」とは、ここでいう（1）①②④⑤⑥⑩が保障されている家庭のもとで育つことを意味していると思うので、①～⑩の順番を変えて①②④⑤⑥⑩を先に持ってきて「上記の①～⑥を満たす家庭的な環境のもとで育つこと」としてはどうか。</p>	
15	<p>「失敗をしてもやり直せること。そのために必要な環境が整えられること」との記載があるが、子どもの行動を大人目線で失敗と判断しているように読めるため、「自分のやりたいと思うことに何度でも取り組むことができる」に変更してほしい。</p>	<p>子ども自身が失敗したと判断した場合、あるいは他者が判断した場合の何れの場合もやり直すことができ、大人はそのための環境を整えるということを趣旨としている。子ども自身が、「失敗してもやり直せる」と思うことが重要であると考えている。</p>
16	<p>「家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、国籍、人種、民族、文化、障害の有無、性別、性自認、性的指向等により差別をされないこと」との記載があるが、「家庭の環境」だけでは血縁家族以外の養育者と生活している子どもが見えづらく、「家庭」とは一般的には血縁家族をイメージしやすいため、「生活する場所」を追加してほしい。</p> <p>また、権利保障から取りこぼされることがないように、「等」と括弧ではなく、「疾患の有無」、「発達の違い」を追加し、具体的に示してほしい。</p>	<p>本規定については、子どもの権利条約第2条を踏まえ、差別の禁止に係るものを列記している。これらに限定されるものではないが、一方で、全てのものを列記することは難しいため、主となるものを列記する形としている。</p>
10 家庭における権利の保障		
17	<p>「家庭的な環境のもとで愛情を受けて育つこと」との記載があるが、「家庭的」とは定義が曖昧であるため、「安全で安心できる環境」に修正してほしい。</p>	<p>「安全で安心な環境」は、「家庭的な環境」の前提になるものであると考えるが、子どもがより家庭に近い環境のもとで育つことが重要であるという趣旨から規定しているものである。</p>

NO	意見の概要	区の考え方
18	「10家庭における権利の保障」と「11育ち学ぶ施設および団体の活動における権利の保障」は、共通する部分が多いため、11の内容は10にも入れるべきではないか。特に11(1)①②③④及び(2)①②③は家庭用に言い換え、追加してほしい。	本条例においては、あらゆる場面において特に保障される権利を9(1)に列挙するとともに、子どもの生活場面ごとにおいて特に保障される権利を10(1)、11(1)及び12(1)に列挙している。
11 育ち学ぶ施設および団体の活動における権利の保障		
19	「安全で安心できる環境のもとで、学び、成長すること」との記載があるが、不登校や新型コロナウイルス感染拡大に伴う一斉休校であっても、学びが保障されるために「子どもはどこにいても、安全で安心できる環境のもとで、学び、成長すること」という記載を追加してほしい。	どのような状況においても、子どもの学びが保障されることは重要であると考えており、その趣旨について9(1)に記載している。
20	小中学校及び教育委員会において、各小中学校の校則やルール等が子どもの権利の観点から妥当であるかについて、子どもの意見表明を受け、かつ尊重して、それを検証し、区や地域に対して公開する必要があると考える。	学校において、子どもの意見を踏まえた校則やルール等の見直しについては、すでに取組を進めているところであるが、本条例の趣旨を踏まえ、学校との連携を進めていきたい。
21	校則やルール等についての決定に当たっては、子どもが自分の意見を表明し、参加する機会を設けてほしい。また、公園の使用方法などについても、子どもが意見を表明する場を設けてほしい。	
22	「区は必要な取組を行うものとします」との記載があるが、これは特に重要であり賛同する。「区民や育ち学ぶ施設および団体に働く人や従事する人の権利保障に努めます」というように、さらに踏み込んだ表現にしてはどうか。	ご指摘の趣旨は、11(3)に含まれているものと考えている。育ち学ぶ施設および団体に対して必要な支援を行っていく。
12 地域社会における権利の保障		
23	「休む」ことも「遊ぶ」ことも、子どもたちにとって重要であり、子どもと関わる活動をする区民は、子どもが居場所を利用することができるように必要な取組を行うという内容に賛同する。	子どもにとって休んだり、学んだり、活動したりすることのできる居場所は重要であると考えており、区としても必要な支援を行っていく。
24	子どもの権利を保障するためには、子どもと直接かかわる大人が安心して働き、生活できる環境が必要である。区が、ハラスメントや暴力に遭遇することなく働き続けられる労働環境の整備に向けて取り組むことを表現できると良いと考える。	事業者が、その従業員が子どもの権利を保障することができる環境を整えるよう努めることは、7(1)に記載しており、区はそれを支援していく考えである。
第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進		
14 子ども会議		
25	子どもに関する区の計画等について、子ども会議に参加する子どもの意見等を求めることは重要であり、子ども会議の開催に賛同する。こうした機会や場があることによって、子どもたちが自分の意見を表明することを学んでいくことができる。	子どもの意見等の表明および参加の仕組みの一つとして、「子ども会議」を定期的で開催していく。
26	子ども会議は常設とし、定期的に権利の主体である子どもたちの意見を吸い上げてほしい。	
15 虐待、体罰等の防止		
27	子どもの定義が18歳未満であり、15～17歳の子どもが抱える「虐待」の実態は深刻なケースも想定される。また、保護者の貧困が虐待の要因になっていることも多い。こうしたことを踏まえたうえで、子どもに関する取り組みの推進計画を策定してほしい。	子どもの貧困の防止に総合的に取り組むことについて、17に記載している。こうした子どもの現状を踏まえた上で、推進計画を策定し、取組を進めていく。

NO	意見の概要	区の考え方
16 いじめその他の権利の侵害の防止		
28	子どもの権利委員会、子どもの権利救済委員を常設とし、中野区からいじめが無くなるように話し合ってもらいたい。また、いじめに関するペナルティを明記してほしい。	本条例に基づき、子どもの権利委員会、子どもの権利救済委員を設置し、いじめその他の権利の侵害の防止などの子どもの権利の保障に向けた取組を進める。また、本条例は、区に関わる全ての人々が子どもの権利の尊重の理念を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことにより、子どもの権利の保障を目指すものであり、いじめに対する罰則規定を設けることは考えていない。
19 居場所づくり		
29	居場所づくりは重要であるが、理念だけではなく「居場所」の姿を具体的に示してほしい。大人が良かれと思い作った居場所が子どもにとっては居心地の悪いものになることが懸念される。そこで過ごす子どもたちが意見を言える場であることが重要である。	「居場所」を具体的に規定するのではなく、子どもが意見等を表明し、参加する機会を設けるとともに、その意見等を尊重しながら、居場所づくりを進めていくことが重要であると考えており、その趣旨について19(3)に記載している。
第4章 子どもに関する取組の推進および検証		
22 (仮称)中野区子どもの権利委員会の設置		
30	子どもの権利委員会の設置に賛同する。子どもの権利が、子どもや大人にどのように認識されているかを検証し、発信していくことが必要である。	子どもの権利の保障の状況や推進計画については、第三者が調査や検討を行い、意見を述べるのが重要であると考えている。調査や検討の内容について、公表し、広く発信していくことを検討していく。
第5章 子どもの権利の相談および侵害からの救済		
24 (仮称)中野区子どもの権利救済委員の設置		
31	子どもの権利救済委員の任命について、区民の意見は反映されるのか。	救済委員は、区長の附属機関であり、区長が任命を行うものであるが、人格が高潔で、社会的人望が厚く、すぐれた識見を備えている人を任命していく考えである。
32	救済委員の設置に賛同する。救済委員の設置について、十分に広報してほしい。	子どもが必要な相談を行えるよう、救済委員及び相談窓口等について、必要な周知広報を行っていく。
その他、全般的な事項に関するもの		
33	全ての漢字にふりがなが振られており、子ども、そして誰にとっても読みやすい文章となっていることに賛同する。この文章を読むことにより、自分の権利について学び成長していくことができると思う。	様々な人が理解しやすいよう、全ての漢字にふりがなを振っている。子ども自身が、子どもの権利を知ることは大切であると考えている。子どもの年齢や成長にあわせた普及啓発について、リーフレットの作成や学校との連携について、様々な手法を検討し、実施していく。
34	学校教育において、子どもが条例のことを学ぶ際に、学びやすいように、対象年齢別に教材を作成してほしい。	
35	「…するものとします」という語尾は主体性に欠けるため、「…します」という語尾で記載すべきである。また、「…します」という平易な表現にした方が、子どもが条例をより身近なものとして感じられると思う。	法令上「するものとする」と表現する文言を「です・ます調」に言い換えるに当たり、「するものとします」と表現している。本条例では、原則、区のみが主語となる規定については、「努めるものとします」、「努めなければなりません」といった努力義務規定よりも強い表現である「…するものとします」と規定している。
36	区の担う役割は大きいので、第2～4章などの項目において、区が果たすべき役割が具体的に記載されていることに賛同する。	子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進することが、区の役割であると考えており、その役割を果たしていく。
37	子どもの権利が侵害される場所として最も多いのは、小中学校である。授業についていけない子どもが、机に座り続けることは苦痛である。教師が一人ひとりの子どもに対し、丁寧に教える環境が必要であり、そのためには少人数学級を実現するとともに、教師の多忙化を解消することが必要である。	また、区民、育ち学ぶ施設および団体の活動を支援することを区の役割として記載しており、これを踏まえて、様々な取組を進めていく。

NO	意見の概要	区の考え方
38	子どもの7人に1人が貧困状態であると言われている。この現状を踏まえ、条例の中で対策を強化できるようにしてほしい。	虐待・体罰等の防止については15に、いじめその他の権利の侵害の防止については16に、子どもの貧困の防止については17に記載しており、本条例に基づき、取組を進めていく。
39	虐待・体罰やいじめは、直接的に子どもの権利を侵害することになるため、虐待、体罰等の防止、いじめその他の権利の侵害の防止、貧困の防止を明記していることについて、賛同する。	
40	審議会での議論や答申結果が反映されているとともに、過不足なく網羅されている。この内容で、条例制定を進めてほしい。	本条例については、審議会の答申を踏まえ、区民意見交換会等を経て、検討を進めてきたところである。条例制定後の取組の推進については、子どもの現状を踏まえた上で必要となる施策を21に規定する推進計画で定め進めていくとともに、22に規定する（仮称）中野区子どもの権利委員会において、その内容を検証していただく。
41	子どもの権利について、理想像として条例を作るだけでなく、直接取組につながる推進計画や権利委員会を設置することが重要であり、これらの内容について賛同する。また、子どもの権利を保障するためには、客観性があり、専門的見地を持つ第三者機関が必要である。	
42	素晴らしい内容の条例を制定しても、目の前にある課題に向き合わない限り、実効性のあるものにならない。	
43	子どもの権利を保障することを見える化するために、外遊びの推進とプレーパークの常設を進めてほしい。	

※ 意見の概要は、区分整理の関係から、提出された意見の分割や同趣旨の意見の統合を行っている場合がある。

(仮称)中野区子どもの権利に関する条例案に盛り込むべき事項

ぜんぶん
前文

子どもは、権利の主体であり、一人の人間としてその尊厳が尊重され、その権利が保障されます。全ての人は、生まれながらにして幸せに生きるための権利を持っています。この権利は、子どもであることを理由に侵害されることがあってはなりません。

今、いじめや虐待、貧困など困難な状況にある子どもがいます。多様な背景を持ち、それが理解されずに苦しんでいる子どももいます。

子どもにとって、子どもならではの権利が保障されることも大切です。私たちは、だれ一人取り残すことなく、全ての子どもが幸せに生きていけるよう子どもの権利を保障します。私たちは、子どもの命と健康を守り、その成長を応援します。私たちは、子どもの声に耳をかたむけ、その意見、考え、思いを受け止め、これを尊重し、子どもと一緒に、子どもにとって最も善いことを第一に考えます。

私たちは、子どもをパートナーとして、まち全体で子どもの成長を支え、子どもの権利を保障する、子どもにやさしいまち中野をつくっていきます。子どもにやさしいまちは、全ての人にやさしいまちです。

子どものみなさん、迷うことや困ったことがあったら、周りの大人に相談してみてください。相談をすることは、悪いことではありません。あなたは、一人ではありません。私たち大人は、あなたの意見、考え、思いを受け止め、あなたの立場に寄りそい、あなたにとって最も善いことを一緒に考えます。あなたのことを応援している人がいることを忘れないでください。

日本は、世界の国々と、子どもの権利条約を結んでいます。この条約では、「命を守られ、成長できること」、「意見を表明し、参加できること」、「子どもに関することが行われるときは、その子どもにとって最も善いことが考えられること」、「差別をされないこと」などの子どもの権利を保障することを約束しました。私たちは、この約束を守るため、全力をつくさなければなりません。

ここに、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの今と未来のために、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進することを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

1 目的

中野区(以下「区」といいます。)に関わる全ての人が子どもの権利の尊重の理念を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことにより、子どもの権利を保障し、もって子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的とします。

2 用語の意味

- (1) 「子ども」とは、区内に在住し、在学し、または在勤する等、区内において生活し、活動する18歳未満の人、およびこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人のことをいいます。
- (2) 「保護者」とは、子どもの親および里親その他子どもの親に代わり養育する人のことをいいます。
- (3) 「区民」とは、区内において、在住し、もしくは在勤している人、事業を営んでいる人(以下「事業者」といいます。)または在学している人および保護者のことをいいます。
- (4) 「育ち学ぶ施設」とは、区内の学校、専修学校または各種学校、児童福祉施設その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設のことをいいます。
- (5) 「団体」とは、区内において、子どもが育ち、学ぶための活動を行う団体のことをいいます。
- (6) 「子どもの権利条約」とは、児童の権利に関する条約のことをいいます。

3 基本理念

子どもの権利の保障は、次に定める考え方を基本理念とします。

- ① 子どもは、その命が守られ、心身や尊厳が傷つけられることなく、愛情と理解をもって育まれること。
- ② 子どもは、その意見、考え、思い(以下「意見等」といいます。)を表明することができ、自分に関係のあることについてその意見等が尊重されること。
- ③ 子どもに関係のあるあらゆることについて、子どもにとって最も善いことは何かを第一に考えること。
- ④ 子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されること。

4 区^くの役割^{やくわり}

- (1) 区^くは、あらゆる^{とりくみ}取組^{おこな}を行うことにより^こ子どもの^{けんり}権利^{ほしやう}を保障^こし、子どもにやさしいまちづくりを^{すいしん}推進^すするものとします。
- (2) 区^くは、子どもの^{けんり}権利^{ほしやう}の保障^こについて、区民^{くみん}、育ち学ぶ^{そだ}施設^{まな}および^{しせつ}団体^{だんたい}と協力^{きやうりよく}するとともに、その活動^{かつどう}を支援^{しえん}するものとします。
- (3) 区^くは、子どもの^{けんり}権利^{ほしやう}の保障^こについて、国^{くに}、東京都^{とうきやうと}、他の^た区市町村^{くしちやうそんちやう}等に^{ひつやう}必要^なな協力^{きやうりよく}を^{もと}求めることにより、子どもの^{けんり}権利^{ほしやう}が^{ひろ}広く保障^{ほしやう}されるよう^{はたら}働きかけ^ををおこなうものとします。
- (4) 区^くは、この^{じやうれい}条例^こによる^{けんり}子どもの^{そんちやう}権利^{りねん}の^{ひろ}尊重^{こみん}の理念^{そだ}が^{まな}広まり、区民^{くみん}、育ち学ぶ^{そだ}施設^{まな}および^{しせつ}団体^{だんたい}が^こ子どもの^{けんり}権利^{りかい}についての^{ふか}理解^をを^{かた}深める^{ひろ}ことができるよう、その^{かんが}考え^{かた}方を^{ひろ}広めて^{つと}いくものとします。

5 区民^{くみん}の役割^{やくわり}

- (1) 区民^{くみん}は、子どもの^{けんり}権利^{りかい}についての^{ふか}理解^をを^{ほしやう}深め、これを^{つと}保障^{ほしやう}するよう^{つと}努める^{つと}ものとします。
- (2) 区民^{くみん}は、^{ちいき}地域^{しやかい}社会^こにおける^{けんり}子どもの^{ほしやう}権利^{じゆうやうせい}の^{りかい}保障^この^{じゆう}重要性^{りかい}を^こ理解^こし、子どもが^{すこ}すこやかに^{そだ}育ち、^{あんしん}安心して^す過ごすことができるよう、^{ちいき}地域^{しやかい}社会^{ぜんたい}全体^こで子どもを^{みまも}見守り、^{しえん}支援^{つと}するよう^{つと}努める^{つと}ものとします。
- (3) 区民^{くみん}は、区^く、育ち学ぶ^{そだ}施設^{まな}および^{しせつ}団体^{だんたい}と^{きやうりよく}協力^こして、子どもの^{けんり}権利^こについてその^{かんが}考え^{かた}方を^{ひろ}広めて^{つと}いくことに^{つと}努める^{つと}ものとします。

6 育ち学ぶ^{そだ}施設^{まな}および^{しせつ}団体^{だんたい}の役割^{やくわり}

- (1) 育ち学ぶ^{そだ}施設^{まな}および^{しせつ}団体^{だんたい}は、その^{かつどう}活動^こにおいて^{けんり}子どもの^{ほしやう}権利^をを^{つと}保障^{つと}するよう^{つと}努める^{つと}ものとします。
- (2) 育ち学ぶ^{そだ}施設^{まな}および^{しせつ}団体^{だんたい}は、子どもの^{けんり}権利^{ほしやう}を^こ保障^こするため、区^くおよび^{くみん}区民^とと協力^{きやうりよく}するよう^{つと}努める^{つと}ものとします。

7 事業者^{じぎやうしや}の役割^{やくわり}

- (1) 事業者^{じぎやうしや}は、その^{じゆうぎやういん}従業員^こが^{けんり}子どもの^{ほしやう}権利^をを^{かんきやう}保障^{ととの}することができる^{ととの}環境^をを整^{つと}えるよう^{つと}努める^{つと}ものとします。
- (2) 事業者^{じぎやうしや}は、その^{じぎやう}事業^こが^{けんり}子どもの^{しんがい}権利^をの^{てきせつ}侵害^をにつな^{つと}がることのないよう^{つと}適切^をな^{つと}気配^をり^{おこな}を行う^{つと}よう^{つと}努める^{つと}ものとします。

- (3) 事業者は、区、区民、**育ち学ぶ施設**および**団体**と協力して、その**事業**として**子どもの権利**を保障するための**活動**をし、これを**推進**するよう**努める**ものとします。

8 中野区子どもの権利の日

- (1) 子どもの権利についての区民の理解と関心を深めるため、中野区子どもの権利の日(以下「子どもの権利の日」といいます。)を設けます。
- (2) 子どもの権利の日は、11月20日(国際連合総会において子どもの権利条約が採択された日)とします。
- (3) 区は、子どもの権利の日の目的にふさわしい**事業**を広く区民等の**参加**を求め**行う**ものとします。

第2章 子どもの権利の保障

9 あらゆる場面における権利の保障

- (1) 子どもは、**家庭**、**育ち学ぶ施設**および**団体**の**活動**、**地域社会**等、あらゆる**場面**において、特に次に定める**権利**が保障されます。
- ① 身体的または精神的な**暴力**を受けないこと。
 - ② 健康的な**生活**をし、必要な**医療**、**行政サービス**等を受けられること。
 - ③ 家庭的な**環境**のもとで**育つ**こと。
 - ④ 自分の**意見**等を**表明**し、それが**尊重**されること。
 - ⑤ **学び**、**休み**、および**遊ぶ**こと。そのために必要な**環境**が**整え**られること。
 - ⑥ **権利**を持つ**個人**として**尊重**され、自分についての**情報**を知ること。
 - ⑦ **失敗**をしてもやり直せること。そのために必要な**環境**が**整え**られること。
 - ⑧ 子どもの**発達**に応じてその**プライバシー**が**尊重**されること。
 - ⑨ **家庭**の**環境**、**経済**的な**状況**、**社会的**身分、**国籍**、**人種**、**民族**、**文化**、**障害**の有無、**性別**、**性自認**、**性的指向**等により**差別**をされないこと。
 - ⑩ 子どもであることを**理由**に**不当**な**あつかい**を受けないこと。
- (2) 区、区民、**育ち学ぶ施設**および**団体**は、**子ども**の**意見**等を**尊重**するとともに、その**意見**等がどのように**尊重**されているかを**子ども**に**分かりやすく****説明**するよう**努める**ものとします。
- (3) 区は、**子ども**の**権利**を保障するため、**必要**な**取組**を行うものとします。

10 家庭における権利の保障

- (1) 保護者は、家庭において、子どもの権利を保障するため、特に次に定めることについて必要な取組を行うよう努めるものとします。
- ① 家庭的な環境のもとで愛情を受けて育つこと。
 - ② 子どもの発達に応じて個人の秘密が守られること。
- (2) 保護者は、(1)の取組を行うときには、子育てについての必要な協力を求めること等により、子どもの成長を支えることができるよう努めるものとします。
- (3) 区は、家庭において、子どもの権利を保障するため、子どもおよび保護者に対して、必要な取組を行うものとします。

11 育ち学ぶ施設および団体の活動における権利の保障

- (1) 育ち学ぶ施設および団体は、その活動において、子どもの権利を保障するため、特に次に定めることについて必要な取組を行うよう努めるものとします。
- ① 安全で安心できる環境のもとで、学び、成長すること。
 - ② 一人ひとりの個性が尊重され、差別をされないこと。
 - ③ いじめや体罰を受けないこと。
 - ④ その子どもの個人に関する情報について、その意思に反し、または正当な目的の範囲をこえて利用され、または提供されないこと。
- (2) 育ち学ぶ施設および団体は、(1)の取組を行うときには、次に定めることを行うことにより、その活動において子どもの権利が保障されるよう努めるものとします。
- ① 子どもの権利の保障に主体的に取り組み、子どもの成長を支えることができるよう必要な支援を行うこと。
 - ② 支援を必要とする子どもを早期に発見し、子どもの意見等を尊重しながら、子どもにとって最もよい解決方法をとること。
 - ③ 虐待、貧困等を早期に発見し、区その他関係機関と協力して対応すること。
- (3) 区は、育ち学ぶ施設および団体の活動において、子どもの権利を保障するため、育ち学ぶ施設および団体に対して、必要な取組を行うものとします。

12 地域社会における権利の保障

- (1) 子どもと関わる活動をする区民は、地域社会において、子どもの権利を保障するため、特に次に定めることについて必要な取組を行うよう努めるものとします。
 - ① 安全で安心できる環境のもとで生活すること。
 - ② 地域の活動等に参加し、自分の意見等を表明すること。
 - ③ 休み、または遊ぶことができ、一人または集団で活動することができる居場所を利用すること。
- (2) 子どもと関わる活動をする区民は、(1)の取組を行うときには、適切な支援を受けることにより、その活動を続けていけるよう努めるものとします。
- (3) 区は、地域社会において、子どもの権利を保障し、(2)に規定する活動を続けていけるようにするため、子どもと関わる活動をする区民に対して、必要な取組を行うものとします。

第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進

13 子どもの意見等の表明および参加

- (1) 区は、子どもが自分の意見等を表明し、参加する機会を確保するために必要な制度を設けるよう努めるものとします。
- (2) 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもの意見等の表明と参加をうながすため、子どもがその意味や方法について学び、必要な情報を得ることができるよう努めるものとします。

14 子ども会議

- (1) 区長は、子どもの意見等を求めるための会議(以下「子ども会議」といいます。)を開きます。
- (2) 区長は、子どもに関する区の計画その他区長が必要と認めることについて、子ども会議に参加する子どもの意見等を求めるものとします。
- (3) 区長は、子ども会議に多様な背景を持つ子どもの意見が反映されるよう努めるものとします。
- (4) 子ども会議は、参加する子どもの自主性と自発性を尊重して運営されるものとします。

- (5) 区長は、子ども会議への子どもの参加がうながされ、子ども会議が順調に運営されるよう必要な支援を行うものとします。
- (6) 子ども会議に参加する子どもは、(2)に規定することや自分が必要と認めることについて、その意見等をまとめ、区長に提出することができます。
- (7) (6)の規定により提出された意見等について、区長は、これを尊重するよう努めるものとします。

15 虐待、体罰等の防止

- (1) 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが虐待、体罰等を受けることなく、すこやかに育ち、安心して暮らすことができるよう努めなければなりません。
- (2) 区は、関係機関と協力し、子どもに対する虐待、体罰等の予防と早期の発見に取り組むものとします。
- (3) 区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが虐待、体罰等を受けることがないよう気を配るとともに、虐待、体罰等を受けたと思われる子どもを発見したときは、すみやかに区その他の関係機関に知らせなければなりません。
- (4) 区は、虐待、体罰等を受けた子どもをすみやかにかつ適切に救済するため、関係機関と協力し、必要な支援を行うものとします。

16 いじめその他の権利の侵害の防止

- (1) 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもがいじめその他の権利の侵害を受けることなく、安心して生活することができるよう努めるものとします。
- (2) 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもに対するいじめその他の権利の侵害の予防と早期の発見に取り組むものとします。
- (3) 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、いじめその他の権利の侵害を受けた子どもをすみやかにかつ適切に救済するため、関係機関と協力し、必要な支援を行うものとします。
- (4) 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、いじめその他の権利の侵害に関わった子どもが再びいじめその他の権利の侵害に関わることをないように取り組むものとします。

17 貧困の防止

区は、全ての子どもがだれ一人取り残されることなく、すこやかに育ち、学ぶことができるよう、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力して、子どもの貧困の防止に総合的に取り組むものとしします。

18 有害または危険な環境および情報からの保護

- (1) 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが家庭や地域社会の中で尊重され、安心して健康的に生きるため、違法な薬物等の有害または危険な環境や情報から子どもを守るよう取り組むものとしします。
- (2) 区は、(1)に規定する取組に関し、子ども、区民、育ち学ぶ施設および団体に必要な情報を提供するものとしします。

19 居場所づくり

- (1) 区、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりに努めるものとしします。
- (2) 区は、(1)に規定する居場所づくりのための活動を行う育ち学ぶ施設および団体と協力し、その支援に努めるものとしします。
- (3) 区、育ち学ぶ施設および団体は、(1)に規定する居場所づくりに関し、子どもが意見等を表明し、参加する機会を設けるとともに、その意見等を尊重するよう努めるものとしします。

第4章 子どもに関する取組の推進および検証

20 子どもに関する取組の推進

- (1) 区は、全ての子どもの権利が保障されるよう、子ども、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力して、子どもに関する取組を推進するものとし、そのための体制を整備するものとしします。
- (2) 区は、子どもに関する取組が推進されるよう、必要な財政上の取組を行うよう努めるものとしします。
- (3) 区は、子どもに関する取組を推進するため、定期的に、子どもの状況等について調査を行い、その結果を公表するものとしします。

21 子どもに関する取組の推進計画の策定

- (1) 区は、子どもに関する取組を推進するための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)を定めます。
- (2) 区は、推進計画を定める場合は、子どもや区民の意見等を反映させるよう努めるものとします。
- (3) 区は、推進計画を定めた場合は、すみやかにこれを公表し、広めていくものとします。
- (4) (2)(3)の規定は、推進計画を改める場合について準用します。

22 (仮称)中野区子どもの権利委員会の設置

- (1) 推進計画および子どもに関する取組を検証するため、区長の附属機関として、(仮称)中野区子どもの権利委員会(以下「権利委員会」といいます。)を置きます。
- (2) 権利委員会は、区長の求めに応じ、次に定めることについて調査や検討を行い、意見を述べます。
 - ① 子どもの権利の保障の状況に関すること。
 - ② 推進計画および子どもに関する取組の検証、改善等の提言に関すること。
 - ③ その他区長が必要と認めること。
- (3) 権利委員会は、(2)①②③に定めることに関し、必要があると認めるときは、区長に意見を述べるすることができます。
- (4) 権利委員会は、学識経験者その他区長が必要と認める人のうちから、区長が任命する委員10人以内をもって組織します。
- (5) 権利委員会の委員(以下単に「委員」といいます。)の任期は、2年とします。ただし、再任されることができます。
- (6) 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができます。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- (7) 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も、同様とします。

23 権利委員会の意見の尊重

- (1) 区長は、権利委員会から「22 (仮称)中野区子どもの権利委員会の設置」(2)(3)の意見を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるもの

とします。

- (2) 区長は、権利委員会からの意見を受けたときは、すみやかにこれを公表し、広めていくものとします。

第5章 子どもの権利の相談および侵害からの救済

24 (仮称)中野区子どもの権利救済委員の設置

- (1) 子どもの権利の侵害(以下「権利侵害」といいます。)からのすみやかな救済と子どもの権利の保障をはかるため、区長の附属機関として、(仮称)中野区子どもの権利救済委員(以下「救済委員」といいます。)を置きます。
- (2) 救済委員は、次に定めることを担当します。
- ① 子どもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言および支援をすること。
 - ② 子どもの権利の保障についての必要な調査および調整をすること。
 - ③ 権利侵害からの救済のため関係者に要請をすること。
 - ④ 権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見を表明すること。
 - ⑤ ③の要請および④の意見の内容を公表すること。
 - ⑥ 権利侵害からの救済と子どもの権利の保障についての理解を広めていくことおよび関係者との協力の推進に関すること。
- (3) 救済委員は、5人以内とし、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関しすぐれた識見を備えている人のうちから、区長が任命します。
- (4) 救済委員の任期は、2年とします。ただし、再任されることができます。
- (5) 区長は、救済委員が心身の故障のために職務を行うことができないと認める場合、(3)に規定する任命の要件を満たさなくなった場合または救済委員に職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない行いがあると認める場合には、その救済委員の職を解くことができます。
- (6) 救済委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も、同様とします。

25 救済委員の職務の執行

- (1) 救済委員は、職務を行うときには、子どもの意見等を聞き、その意見等を

尊重するとともに、その子どもにとって最も善いと考えられることを行うものとし
ます。

- (2) 救済委員は、公正かつ公平にその職務を行わなければなりません。
- (3) 救済委員は、それぞれ独立してその職務を行います。
- (4) 救済委員は、自分に利害関係のある事案については、その職務を行うことができません。
- (5) 救済委員は、毎年度、その職務の実施状況について区長に報告しなければなりません。
- (6) 区は、救済委員の独立性と公正かつ公平な職務の執行を確保するために必要な協力および支援を行うとともに、専門の職員および窓口の設置等、体制の整備をはかるものとし
ます。
- (7) 区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが救済委員に相談等をしやすい環境を整えるよう努めるとともに、救済委員の職務の執行に協力するよう努めるものとし
ます。

26 救済委員への相談等

子ども(その子どもに関係のある人をふくみます。)は、救済委員に子どもの権利の保障について必要な相談を行い、または「24 (仮称)中野区子どもの権利救済委員の設置」(2)③の要請や(2)④の意見の表明を行うことを求めることができます。

27 救済委員の要請および意見の尊重等

- (1) 区の機関は、救済委員から「24 (仮称)中野区子どもの権利救済委員の設置」(2)③の要請および(2)④の意見の表明を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとし
ます。
- (2) 区の機関は、(1)の取組を行うときには、その内容を救済委員に報告しなければなりません。ただし、(1)の取組を行うことができないときは、理由を付けてそのことを救済委員に報告しなければなりません。
- (3) 区民、育ち学ぶ施設および団体は、救済委員から「24 (仮称)中野区子どもの権利救済委員の設置」(2)③の要請および(2)④の意見の表明を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとし
ます。